

令和 7 年 9 月 18 日

無線局免許状のデジタル化について(特ラ機構)

一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構

令和 7 年 10 月 1 日、総務省から交付される「無線局免許状」はすべてデジタル化されることになりました。免許人である当機構会員の皆様につきましても、「無線局免許状」の代わりとなる自社の免許記録(電子免許状)を下記の Web サイト「総務省電波利用電子申請」で閲覧できるようになります。

なお、閲覧にあたっては本人確認情報(「G ビズ ID」もしくは「電子証明書」)を事前にご用意の上、アカウント登録や閲覧請求等が必要です(Web 上での免許記録の閲覧を希望しない場合は不要)。

また、免許申請する際、電子免許状を希望する場合には「電子委任状」が必要ですが、電子委任状も「総務省電波利用電子申請」の会員様ご自身のアカウント上にて作成することになります。

「総務省電波利用電子申請」 <https://www.denpa.soumu.go.jp/>

お問い合わせ先:総務省電波利用電子申請ヘルプデスク 電話:0120-810-718

【無線局の免許状等のデジタル化のイメージ】



総務省「無線局の免許状等のデジタル化等について」から転載

【重要】

既にお手持ちの免許状については、令和 7 年 10 月 1 日の施行日以後、紙の証明書(免許事項証明書)とみなされますので、特段の手続きをおこなわなくても、引き続いて特定ラジオマイクを運用できます。

※「免許事項証明書」は従来の紙の免許状と同等のものです。

【新設・増設で特定ラジオマイクの免許申請をする場合】※当機構へ免許申請をお任せいただける場合

新たに特定ラジオマイクを購入して免許申請する、もしくは追加で特定ラジオマイクを購入して免許申請する場合、会員様ご自身が先述の Web サイト「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしているか否かによって手続き内容や費用が変わります。

●「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしていない場合(従来の手続きに近いのはこちら)

<必要書類>

紙の委任状(本社住所・法人名・代表者の役職と氏名のみを記載する従来の委任状)、認証証明書のコピー、ご入会関係の必要書類(新規入会の場合)など

<手続きの流れ>

免許申請(※) → 総務省の審査 → 免許 → 免許事項証明書の交付請求(※) → 交付 → 運用開始

※当機構が代理にて電子申請

<申請から運用開始までの期間>

申請手続きについて、「免許申請」と「交付請求」の2回必要となるので(従来は「免許申請」のみ)、申請から特定ラジオマイクの運用開始までの期間は、従来の1か月程度より時間を要する可能性がある。

<費用>

免許申請手数料(いわゆる印紙代)… 2,100 円(1局あたり)

免許事項証明書手数料 … 440 円(1枚あたり)

※このほかに電波利用料(別紙「電波利用料の改定について」参照)、当機構関係費用(金額等変更なし)が必要。

●「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしている場合

<必要書類>

電子委任状(「総務省電波利用電子申請」にて作成して、電子委任状番号を当機構へ伝達)、認証証明書のコピー、ご入会関係の必要書類(新規入会の場合)など

<手続きの流れ>

免許申請(※1) → 総務省の審査 → 免許 → 免許記録等の閲覧(※2) → 運用開始

※1 当機構が代理にて電子申請

※2 会員様ご自身のパソコンやモバイル端末上にて、「総務省電波利用電子申請」から閲覧。免許記録等の写しをダウンロードや印刷することも可能。詳しくは、総務省「無線局の免許状等のデジタル化等について」を参照。

<申請から運用開始までの期間>

免許申請から特定ラジオマイクの運用開始までの期間は、1か月程度の見込み。

<費用>

免許申請手数料(いわゆる印紙代)… 2,100 円(1局あたり)

※このほかに電波利用料(別紙「電波利用料の改定について」参照)、当機構関係費用(金額等変更なし)が必要。

【特定ラジオマイクの変更申請をする場合】※当機構へ変更申請をお任せいただける場合

法人や個人の名称や住所などが変更になった場合、また古いマイク送信機を新しいものに交換した場合など、総務省へ変更申請(届)をおこない、免許記録を訂正する必要があります。会員様ご自身が Web サイト「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしているか否かによって手続き内容や費用が変わります。

●「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしていない場合(従来の手続きに近いのはこちら)

<必要書類>

紙の委任状(本社住所・法人名・代表者の役職と氏名のみを記載する従来の委任状)、変更申請(届)に必要な添付書類(履歴事項全部証明書、認証証明書のコピー)など

<手続きの流れ>

変更申請(※) → 総務省の審査 → 免許記録の訂正 → 免許事項証明書の交付請求(※) → 交付

※当機構が代理にて電子申請

<免許記録の訂正までの期間>

変更申請手続きについて、「変更申請」と「交付請求」の2回必要となったので(従来は「変更申請」のみ)、変更申請から免許事項証明書の交付までの期間は、従来の1か月程度より時間を要する可能性がある。

なお、免許事項証明書に記載がない事項の変更(同機種どうしの機器交換など)については、免許事項証明書の交付請求は不要。

<費用>

免許事項証明書手数料 … 440 円(1枚あたり)

※このほかに当機構関係費用(金額等変更なし)が必要。

※免許事項証明書に記載がない事項の変更については、本手数料は不要。

●「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしている場合

<必要書類>

電子委任状(「総務省電波利用電子申請」にて作成して、電子委任状番号を当機構へ伝達)、変更申請(届)に必要な添付書類(履歴事項全部証明書、認証証明書のコピー)など

<手続きの流れ>

変更申請(※1) → 総務省の審査 → 免許記録の訂正 → 免許記録等の閲覧(※2)

※1 当機構が代理にて電子申請

※2 会員様ご自身のパソコンやモバイル端末上にて、「総務省電波利用電子申請」から閲覧。免許記録等の写しをダウンロードや印刷することも可能。詳しくは、総務省「無線局の免許状等のデジタル化等について」を参照。

<免許記録の訂正までの期間>

変更申請から免許記録の訂正までの期間は、1か月程度の見込み。

<費用>

特に費用は発生しません

※当機構関係費用(金額等変更なし)が必要。

【特定ラジオマイクの再免許申請をする場合】※当機構へ免許申請をお任せいただける場合

特定ラジオマイクの無線局免許の有効期間は最大 5 年です。それ以降も特定ラジオマイクを継続して運用する場合、再免許申請(免許更新)が必要です。再免許申請する場合、会員様ご自身が Web サイト「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしているか否かによって手続き内容や費用が変わります。

●「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしていない場合(従来の手続きに近いのはこちら)

<必要書類>

紙の委任状(本社住所・法人名・代表者の役職と氏名のみを記載する従来の委任状)

<手続きの流れ>

再免許申請(※) → 総務省の審査 → 再免許 → 免許事項証明書の交付請求(※) → 交付

※当機構が代理にて電子申請

<免許事項証明書交付の時期>

申請手続きについて、「再免許申請」と「交付請求」の2回必要となったが(従来は「免許申請」のみ)、免許事項証明書の交付は、従来どおり 5 月下旬の見込み。

<費用>

免許申請手数料(いわゆる印紙代)… 1,050 円(1 局あたり)

免許事項証明書手数料 … 440 円(1 枚あたり)

※このほかに電波利用料(別紙「電波利用料の改定について」参照)、当機構関係費用(金額等変更なし)が必要。

●「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をしている場合

<必要書類>

電子委任状(「総務省電波利用電子申請」にて作成して、電子委任状番号を当機構へ伝達)

<手続きの流れ>

再免許申請(※1) → 総務省の審査 → 再免許 → 免許記録等の閲覧(※2)

※1 当機構が代理にて電子申請

※2 会員様ご自身のパソコンやモバイル端末上にて、「総務省電波利用電子申請」から閲覧。免許記録等の写しをダウンロードや印刷することも可能。詳しくは、総務省「無線局の免許状等のデジタル化等について」を参照。

<免許記録等の閲覧の期間>

免許記録等の閲覧は 6 月 1 日の見込み。

<費用>

免許申請手数料(いわゆる印紙代)… 1,050 円(1 局あたり)

※このほかに電波利用料(別紙「電波利用料の改定について」参照)、当機構関係費用(金額等変更なし)が必要。

【免許事項証明書の枚数の考え方】

従来どおり、紙の委任状にて免許申請する場合、紙の免許事項証明書が交付されます。総務省へ納める手数料は、免許事項証明書 1 枚あたり 440 円です。特ラ機構では 1 局につき 1 枚が基本となりますが、マイク機器の製造番号が連番の場合、連番となっている複数局で 1 枚の免許事項証明書となります(例外は除く)。

総務省へ納める手数料の新旧

●新設 & 増設	旧		新 (アカウント登録なし)	新 (アカウント登録あり)
申請手数料	1局あたり 2,550円	→	1局あたり 2,100円	1局あたり 2,100円
免許事項証明書手数料	—	→	1枚あたり 440円	—

●変更申請	旧		新 (アカウント登録なし)	新 (アカウント登録あり)
申請手数料	—	→	—	—
免許事項証明書手数料	—	→	1枚あたり 440円	—

●再免許 (免許更新)	旧		新 (アカウント登録なし)	新 (アカウント登録あり)
申請手数料	1局あたり 1,500円	→	1局あたり 1,050円	1局あたり 1,050円
免許事項証明書手数料	—	→	1枚あたり 440円	—

<参考 Web サイト>

総務省電波利用ポータル「免許状等のデジタル化」

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/diglic/index.htm>

<本件に関するお問い合わせ>

特定ラジオマイク運用調整機構 事務局 免許担当 電話 03-5273-9806